

○常総衛生組合職員の再任用に関する条例

〔平成13年3月1日〕
常総衛生組合条例第1号

第1条 常総衛生組合職員の再任用に関する条例については、常総市職員の再任用に関する条例（平成12年水海道市条例第34号）の規定の例による。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。